

西日本入会林野研究会 会 報

(第 8 号)

『入会林野の運営と入会集団の性格』

(第 8 回シンポジウム)

<特 別 講 演>

当面する林政の課題 山 本 徹 (1)

<報 告 要 旨>

福岡市における入会整備について

一類型と整備指導方向一 川 原 祥 治 (5)

大分県臼杵市における

入会林野等の現状と利用整備について 赤 迫 唯 夫 (8)

入会林野整備に対処して 久 保 逸 美 (9)

公有林野政策と入会権の変容 矢 野 達 雄 (12)

<シンポジウム>

I 川原報告について (16)

II 赤迫報告について (19)

III 久保報告について (20)

IV 矢野報告について (21)

V その他の問題 (26)

<大会記事・総会報告>

1983. 8

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会



西日本入会林野研究会規約

第一条（名称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役員） 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

<特別講演>

当面する林政の課題

林野庁森林組合課長 山本 徹

利用関係にして活用していただく。こういうことを勧めてきたわけである。このために法律で、整備計画の作成、認定という制度を設けるとともに、予算では入会林野整備の補助事業を実施している。それとともにもう一つ税制上、不動産取得税、登録免許税等の特別の軽減措置を講じている。不動産取得税というのは、それぞれ個人で生産森林組合に出資していただく場合にかかるわけで、これについて特別の措置を講じるとともに、登記について登録免許税の特別の軽減措置を講じている。

この3本柱で入会林野の近代化を進めているわけだが、昭和41年から57年までの実績をみると、41年時点で1,700万haの民有林の中で入会林野が185万haと10%強である。特に里山（集落の近くにある入会地）は相当あったが、昭和41年の法律によって新しい権利関係に変えられ、新しい時代の要請に即した利用関係が確立されていて、今、従来の入会権の姿で残っているのが115万haになっている。そのうち近代化法の対象にはなっているが、まだここで整備計画の作成途上であるというのが25万haである。つまり、16、7年で入会林野の4割くらいが整備された。今残っている入会権を全部消滅させてしまうのが必ずしも適当というわけではなく、今までの入会権という姿で活用していただくのが適当な地域も相当ある。したがって、これらは将来的に入会地として残っていくわけであるが、その他に入会を整備した方がいいと思われるところについても従来の

ケースよりもっと権利関係が複雑であるので、長期間残ることが想定され、20年あるいは30年くらいかかるかとも思われるが、今入会地として残っているところは各地域でもう一度その姿を見直してもらって、これは今まで有効利用されているというところは残し、また放置されていて土地利用形態が好ましくないと思われる地域については、できるだけ早急に入会林野近代化法にのせてもう一度新しい整備計画を作っていくかねばならない。そして、できるだけ早急な入会林野の高度利用・有効利用・活用を図っていただきたいと期待する。

当研究会は昭和50年に西南大学の中尾先生を中心に西日本各地の大学の諸先生方、県市町村当局、森林組合等の林業団体が自主的に作られた研究会で、年々活動が活発化してきて、西日本の入会林野の有効利用・活用のために大きな役割を果していることに我々は敬意を表している。今後とも当研究会において入会林野の有効利用・活用の方策、具体的な指針が示され、地域の入会林野の有効利用のためにますます大きい役割を果たされることを心から期待する。この西日本の入会研究会が昭和50年に設立されて、その活躍ぶりを目の当たりにして中日本、東日本でも昭和54、55年に相次いで入会研究会が設立された。これらの活動は、私達行政担当者にとっても入会の近代化のために大きな指針となっている。

今、入会関係の行政として取り組んでいるのは、来年の予算編成と税制改正で、予算編成については林産集落振興対策事業という補助事業の活用によって入会の近代化を図りたいと思っている。もう一つ、不動産取得税と登録免許税の租税上の特別措置が昭和58年3月31日で期限切れである。この税制上の特別措置は簡単に試算すると、不動産取得税と登録免許税で年

年どれくらい入会林の整備をしている地域にメリットがあるかというと、約3～4億円のメリットがある計算になる。したがって、たとえば来年、登記を個人に移す、生産森林組合を作つて登記を移すというところでは税制上の特別措置があるのとのことで、数百万、少なくとも数十万の税金を払うか否かという点で違ってくる。不動産取得税は大蔵省（国税）で、登録免許税は自治省（地方税）であり、延長について財政当局との事務折衝をしている。この決着は、12月に予算と一緒に決まるわけである。林業、山村というのは今、非常に難しい局面にあるわけで、材価の低迷、需要不振の状態で、山村から人口が流出している。昭和37、8年が山村の人口のピークであり、その時から3～4割の人口が減り、特に若い人がいなくなっている。材価の問題については、需要の低迷と輸入の増大という二つの大きな要因がある。需要低迷については、ここ数年の景気の停滞で、たとえば住宅着工戸数について昭和48年に180万戸だったのが、現在では120万戸をきろうとしており、3割ほど減ってきてている。加えて、公共事業の方は過去3年、公共事業費が財政再建で横バイ状態にあり、実質的人件費を除くと事業量は減っている。こういう景気の落ち込み、財政の落ち込みということが影響している。世界経済全体、特にオイルショック以後、過去10年で石油の価格が10倍にも上った、それだけ国民の富が減ったわけだが、そういう石油の価格上昇を中心として、なかなか世界経済も難しいという情勢である。それで政府としてもできるだけの手を打とうということで10月8日に住宅建築の促進等を始め景気対策を考えているわけである。いずれにしても今の景気がいちばん落ち込みが激しいというような陰の極にあることは間違いない。過去の景気変動を振り

返ってみると必ずしも景気に何年か耐え忍んだ後には好景気が来ている。決してこのような景気の不況というのがいつまでも続くわけではない。将来を期待して、現在を何とか耐え忍ぶことも必要なことではあるまい。

輸入の問題は、昭和37年に輸入木材について自由化され、今、国内の消費量の3分の2、7割は輸入に依存しているが地球的な森林資源の減少というものが非常に大きな問題となっている。国連の人間環境会議というのが今年の春あったが、世界的な砂漠化の進行、異常気象の進行、特にアフリカ、東南アジアで燃料に使ったり、農用地の拡大のためどんどん森林を切り開いているが、これは地球的規模での異常気象や資源の枯渇につながってくるわけで非常に大きな問題になってきている。これはやがて、木材の供給力にはねかえってくることは明らかである。今は確かに木材の供給力はあるが、長期的には全地球的に見て非常に心配される状態である。特に南半球と違い、30～40年という長期の投資期間を必要とするので、これは一旦不足という状態になると食糧よりも深刻な事態が招来する。今後はそういった地球的、長期的な展望を考えるときには、国内の木材資源の維持造成ということは何よりも重点的に考えなければならない。

こういうことから、現在の木材の不況の問題、山村の過疎化という問題は、林業山村だけでなく、今、国をあげて何とか解決しなければならないという気運が高まっている。7月末に、臨時行政調査会の答申が出された。これでは、国鉄の民営化あるいは分割の問題を中心とした行政組織の簡素化、減量の問題、それから財政支出削減、できるだけ予算を増やさないということがある。そのために公務員給与の凍結の方針が出されたが、このような行政機構の簡素化、

歳出削減ということが臨調の答申の中心をなしていることは事実である。しかし、ここで見のがせないのは、林業とか山村の在り方についても7月の基本答申で明確に触れられており、そういうのが2か所ある。1か所は国土という章がある。国土に、今までのような経済成長一点張りの国土政策ではこれからのが國の国土の健全な日本の姿は描けない。国土の均衡ある発展、すなわち過密問題と過疎問題を同時に解消するような国土政策が必要である。その際、それとともに豊かな緑資源の維持、培養ということに努力しなければならないというような趣旨を述べている。もう1か所は、地方自治の章で、過疎地域である町村とか森林面積の多い町村では行政能力の強化について、一層の努力を図るよう提言している。

前段の国土で述べていることは、今まで高度成長一点張りで、非常に都市に人口が集中し、農山村から流出したわけである。このまま放置しておくことは、都市の過密問題が益々深刻化してくるとともに、山村の過疎化も深刻化してくる。これは将来の日本の姿、国民社会、経済の姿において非常に困った状態であるという反省、問題意識から成っている。これはどういうことかというと、今まま放置しておくと、国土の大体2%に5.7%の人口が住んでいるという姿になる。山村地域においては、70%に1割の人口が住んでいる。非常にアンバランスな姿になっている。日本というのは、世界で一番人口密度の高い所であるにもかかわらず、こういう過疎・過密が併存しているという姿である。東京は特に世界一大都會になったが、このまま放置しておくと交通問題、公害問題、住宅問題というのが益々悪化していく。基本的には、このような都市問題を解決するために、これ以上都市に人口を集中させないということが必要

である。そのためには、山村、農村といった地方に定住できて、そこに職場がある環境を整備するということが必要だということを臨調は言っている。そのために今まで以上の農村部への林業関係の助成であるとか、生活環境整備のための投資といったものが必要になってくる。

市町村行政のところでは、過疎山村、森林面積の多い山村の行財政能力を強化しなければならないとされている。財政面（補助金・交付税）とか人材面でできるだけ町村の行政がやりやすいような体制整備を考えいかなければならぬということを臨調は地方自治のところで述べている。

このように国での重要な課題となっている行財政改革を進めている臨調でも、山村・林業の重要性にふれている。また、57年8月末に農政審議会で緑資源の維持培養と山村の振興が、非常に重要であるということを1つの章をさいて述べている。更に同年9月30日の日本経済調査協議会でも21世紀の山村林業の在り方について臨調や農政審と同じような趣旨のこととを提言している。

農業については、過保護だという意見もあるが、林業山村については全く過保護論はない。そのわけは、林産物が自由化しており、国際的相場の変動、需給の変動というのは、そのまま日本の木材価格にはねかえってくる。全く国際価格で我々は木材を手にすることができます。これに比べて農産物については、主要な作物の輸入を規制している。それで外国の何倍もの値段がするというので、消費者の1つの不満になっている。これには農業サイドからは大きな反論がある。しかし、いずれにしても林業については輸入価格が全く自由化されているということと、農産物に比べて価格政策が行なわれていない。それに、林業の予算は少ない。農林水産省

の予算が3兆6千億円で、このうち林業の予算が3,600億円で1割である。国土面積の7割を占めており、その生活環境の整備は農村より悪い山村の林業の予算はこれでいいのか。決して多くないのではないか。

輸入自由化、価格政策もない、予算も少ないということが林業は過保護でないということである。林野庁はじめ、いくつかの機関が林業山村の振興を図るということを明確に認っている。ある意味で、林業山村は、今までにない苦しい時期にある。なんとかしなければというは、国民的課題になってきている。その課題をうけて、私たち行政担当者もできるだけ力をいれていきたいと考えている。現地で林業山村の振興に努めていただく皆様方は、上述のような国民の世論の高まりがあることを胸に抱いて益々の御努力をお願いする。

福岡市における入会林野整備について

—類型と整備指導の方向—

福岡市森林公社 川原祥治

前後の入会林野があるといわれている。

入会林野整備の状況は、比較的取り組みが遅かったようだが、現在まで整備しているのは7地区で181haである。生産森林組合で行なったものが6つと個人分割で行なったものが1つである。現在整備中のところが4地区で1.3haにのぼっている。その他というのが、9地区で面積が狭いことなどで近代化法にのらないという地域があるわけで、そういうものについて委任の終了による移転登記で処理したものと除き入会林野整備したものが9.2haある。

生産森林組合の状況は、昭和27年頃から設立したものがあるが、あわせて9組合ほどある。昭和49年の東入部以降のものが近代化法による整備地域である。尚、特例として昭和49年に株式会社というかたちで、いわゆる入会林野が株式会社を兼ねる財産組合というかたちで法人化されているのが1つある。

3. 入会林野整備における森林公社の役割

これはなぜ福岡市の場合、森林公社というものが表に立って入会林野の整備をやっているかということである。福岡市の森林公社は昭和45年に福岡市の全額出資によって、財團法人として発足している。主な事業としては、福岡市が進める分収造林事業の用地確保とその施業いっさいである。それに一般民有林の造林事業である。（私どもの方では、受託造林と通常呼んでいる）最後に森林病害虫の駆除であり、この3つが主なものである。それぞれ、福岡市内的一般の個人の方から事業を受託して実施しているわけである。分収造林事業については、40

1. 福岡市の概要

福岡市は九州の表玄関的存在で、全体の面積は33,600m²で、このうちの3分の1、つまり1,800haくらいが山林である。

農林業関係は生産額が168億で、そのうちの3%程度が林産関係である。山林の1,1800haのうち、民有林関係が9,053haである。これについて触ると昭和50年度の調査の時8,600haであったが——通常では山林が減るというのが目標であったのだが——、5か年間でどうしたことか福岡市の場合は500haほど増えている。この原因を考えてみると、畠・樹園というものが荒れて山林とみなされる状況にならぬのではないかと思われる。

組合関係では、福岡市には総合農協が2つ、酪農組合などの専門農協が3つ、森林組合が2つあり、現在、合併の話が進んでいる。林業関係について若干ふれると、林業職員は市と森林公社とにいる。森林組合は両方あわせて16人ほどの専従職員がいる。福岡市の林業政策の出先を行なうものだが、森林公社による分収造林事業の推進ということで（公社造林ということで）植林関係を進めている。また、福岡市は造林の方に力を入れて、50%の造林補助金を上乗せしている。ということは、国県をあわせて90%の名目上の補助金があることになる。それに林業融資金を設けており、造林については利率が1.5%、5年据置の10年償還である。

2. 福岡市の入会林野

福岡市には768ha、つまり、大体700町

年間に1,600町歩を実施しようということで進めているわけだが、(その用地確保を森林公社がやるわけで)その用地をかなり大きなウェイトで入会林野に求めているわけで、そのため森林公社が入会林野整備をやることになってるのである。

4. 入会林野の類型と整備指導方向

類型ごとにどうしたらよいかというのを確立できているわけではなく、色々なタイプをこういう場合にはこうなるというので話を進めているのが実情である。

入会林野として登記の方から見ると、共有者全員の名で登記しているものと、代表者の名前で登記しているものがある。指導していく場合、法人化というのが終局的目標である。この法人化について、共有者全員で登記されているものは、整備の法人化、土地の分割を含めて人数の多いものについて整備をする度合が高い。それで事実、整備をやってくれという申し出も多い。しかし、それらはほとんどが整備するのが事実上困難である。特に福岡市の場合、近郊ということでもあり困難である。現在、福岡市の都心部に近いところに入会地があり、それは140人ほどの記名共有名義だが、その中で所在不明の人がかなりいるし、入会集団の地域が都市化の影響で3つ、4つの校区に分割されており、運営に苦労しているので整備をやってくれという要請が地元からも強いのだが、未だに整備を進める話し合いすらつかない状況である。

まず法人化して有利な点だが、資産保全に有利だということ、近代的法人としての林業経営が期待できるということ、売買等の法律行為が比較的充実するのではないかということである。次に、法人化して困った点だが、9組合の中で昭和40年代以前にできた3組合では土地の売買が多く、土地の売却について税金の点で問題

がでてきているということである。不利な点といふのは、土地の売却時に不合理な課税がなされることである。それと近代的林業経営ができると同時に新しい運営方法によらねばならず、それは法人関係の事務が難しいとか、役員の登記をしなければならないということに関係してくれると思う。

こういうことで、多人数の場合は土地売却時の課税が少ないとことと従来どおりの運営が可能であることから現状維持を勧めている。

しかし、この不利な点としては、規約を整備しても規約違反、名義変更時の変更の把握とトラブルの防止ができないことがある。それで古くは登記の問題が発生するし、課税がなされる、さらに、法律行為不可能な場合が生じる。

入会整備に向かないものについては、現在のところ委任の終了というかたちでするように勧めている。その有利な点としては、個人財産と一応の区分ができるということ、土地売却時の課税が少ないとことであり、個人財産との区別ができるので資産保全にやや有利であること、代表者登記でこのような行為が自由にできることである。不利な点としては、いずれにしても名義変更時のトラブルの防止についてはやや不完全である。登録免許税は、1000分の25の課税がされるのでやや高いということである。

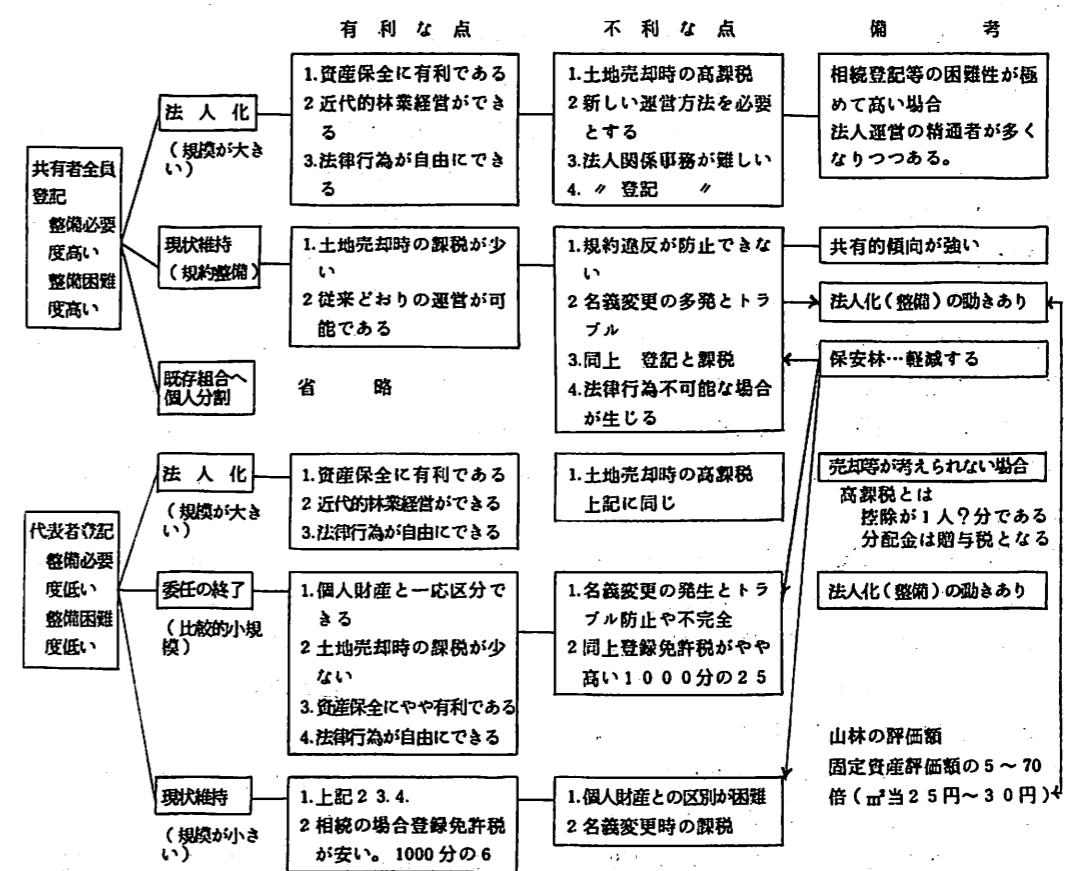
現状維持だが、これについては委任の終了というのでやったらどうかというのだが、現状としては名義変更がこれのことできれいでいる地域がある。相続ということで、大部分の地域がやっているのだが、集団の規模が小さいとか、現状がうまくいっているのでそこまでしなくていいとかいうことで、相続の型で登記をしているのである、登録免許税が、1000分の6で非常に安い。いずれにしても、個人財産との区

別が困難であることは間違いないのであり、名義変更時に登録免許税かれこれが加算されるのは委任の終了に比べて、また異った点がある。

以上述べてきたが、福岡市は4つほど整備中の入会集団をもっているが、基本的には法人化ということで入会整備を理解しながらも、一部には人数が多いために整備が滞っている地域と個人代表者名義になっているので踏みきればできる地域があるわけだが、そういうものについては県内から補助金をもらってやっているが、

全員の意志統一ができず、申請をする事務の段階に到らないというのが現状である。また、法人化の方向を受託していながら現状維持的な規約の整備を計るとか、委任の終了によって解消しているのが現状である。保安林化というのを推進すると、さらに課税勘定がなくなり有利だが、こううことになると、より入会整備の必要性がてくる。法人化になると、さらに躊躇するというのが現状で入会整備が思うように進まない。

表1. 入会林野の類型と整備指導の方向



大分県白杵市における入会林野等の現状と利用整備について

大分県白杵市役所 赤迫唯夫

1. 地域の概要

白杵市は、大分県の東南部に位置し、北部は大分市、南部は津久見市に接し、東は豊後水道に面しており、総面積は15,224haでそのうち森林面積は10,080haで全体の66%を占めている。

気象条件は温暖で、気温は年平均16℃、降水量は2000mmと比較的多いが、急傾斜のため乾燥するところである。

地質は、砂岩、粘板岩、石灰岩等からなり、土壌は海岸線を除き比較的造林適地が多いところである。観光面でいうと、国指定の特別重要文化財である白杵石仏がある。その規模・価値では最もすぐれたものであるが、1000年を経たとは思えぬ爽やかな姿、他に類をみない壯観なものがある。石仏の中では日本一ではないかといわれている。又、海岸線一帯は日豊海岸国定公園に指定され、すこぶる良好の地、自然環境があるので、白杵においてはリニア式海岸と石仏をみていただきたい。

2. 白杵市における入会林野等の沿革

部落有財産統一の通達により、大正8年より大正15年の間に大部分の部落有林野が無償譲与により、当時の白杵町に所有権が移転された。これらの林野のうち、一部は市が直轄管理することとし、大部分が地元部落民により管理されており、うち487haが入会林野整備が行われ現在に至っている。これらの林野のほか、記名共有の林野が367ha残存しているのが現状である。

3. 入会林野の概況

公有名義が38件の1,125ha、記名共有が22件の367ha、計が60件の1,592haというものが、入会林野の概況である。

次に管理の状況は、公有名義の林野についてみると入会整備済の林野は487haで、未整備入会林野が738haである。これは現在、市と部落の分取で造林したものが約208haで、その分取率は部落と市で5対5、6対4、7対3の割合となっており、期間は50年程度ということで分取契約をしている。その他の入会林野については市が部落関係者と協議し、入会権を放棄させ市が直営の私有林として造林保育を実施してきた。部落と入会林野の分割を部落有林として管理しているものが約175haある。又、市は年度計画により入会林野の整備を実施し、毎年10haの造林を行なっている。現在、市直営林が180ha程あるが、そのうち30haは入会林野整備により分割したものである。

記名共有入会は22件で367ha、入会権者576人である。367haのうち造林公社との分取契約をしているのは109ha(46年度～57年度契約)で、その他は部落の団地造林により保育が適正に実施されており、私有林よりも共有林に美林が多く見られる。

4. 入会林野整備の状況

(1) 過去の整備実績
トータルとして159人の入会権者に対し487haの面積である。

(2) 野田地区における入会林野等の概要
旧藩時代より一部の共有林を人工造林し、天然林は薪炭採取、原野は採草地として活用し、

植林、保育、山道補修等は部落民の無償出役により管理してきた。部落有財産統一により、白杵町(当時)に無償譲与されたが、林野の管理は從来のとおり継続しており、91haのうち51haは杉、桧等を植栽し、管理している。

(3) 整備の動機

採草地の放置に伴い、91haのうち51haの造林地で残り40haが荒廃しており、造林を計画するにあたり、地元より入会林野整備の気運が盛りあがった。

(4) 整備の体制と經營の形態

野田入会林野整備組合は入会権者121名で、入会権者全員が共同して用材生産地として活用する。整備後は共同で所有する。

以上が白杵市の現在の状況である。

5. 問題点

(1) 野田地区的問題点
土地の立地条件により個人分割管理が困難であるため、共同管理している。

(2) 未整備地区の問題点
記名共有地は、共同管理するという気風が強いが、反面今後の労働力不足から公社等の分取造林を望む入会権者が増加している。

(3) 市と部落の分取契約による林野の伐期における入会権者の範囲、契約の内容等いろいろ述べたが、入会林野の近代化法による整備事業は、その入会権者が長期的展望にたったとき必要な事業である。また個人的財産の確保ということで、もっとも適した事業であるが、じかしこの事業で入会権者の意が得られるまでに問題が多い。

入会林野整備に対処して

乃美尾下組生産森林組合 久保逸美

る。

2. 入会林野の概況

当入会林野は宝暦年間から元明、寛政、天保、明治の長い間に隣の南方村と占有の争いをしている。明治9年に南方村が乃美尾下組部落を被告として広島裁判所に提訴しているが、そこでは下組が勝っている。それを不服とした南方村は大阪上等裁判所に上訴しており、ここでは下組が敗訴になっている。そこで下組は大審院に上告して論争の末、勝訴となった。しかし、明治13年、旧藩時代に山手金を納入していたとのことで官有林に編入されたのである。そこで組員は下戻の行政訴訟を提起してこれがみと

められ、明治38年から43年にかけて3回にわざて官有林の払い下げをうけた。部落有林統一事業によって大正時代に分ヶ山、丸子山が乃美の方に統一されているが、下組員150名に対して地上権の設定をしている。蔵専寺向山は部落有財産処分として、国近盛外150名と楠積外141名の共有持分の所有権を登記している。それから昭和に入って25年5月に開拓地に指定されている。そして、その山は開拓中止の嘆願を再三再四行ない、開拓以上の効果をあげて国策に協力するということで開拓中止になっている。

入会地の地目は山林・保安林・溜池・原野・田・畑とがあり、全体で84筆の19,954.98m²である。面積は少ないようであるが、黒瀬町の入会林としては大きい方である。所有別現況では、蔵専寺外2名とあるが、これは、

14,054.97m²で高森俊秋外24名に登記しており、乃美尾下組生産森林組合持分が142分の118で、142分の1の共有者が24人いる。ここには天然性アカマツ林、30~50年生のものがあり、4haはスギ・ヒノキがある。分ヶ山は4筆で5,365.15m²、乃美尾下組生産森林組合の登記になっている。しかし、そこには国近盛外150名の地上権設定地がある。丸子は31,382m²、国近盛外150名の共有持分となっている。藤ユウロは、山林の5.72m²、楠積外141名の共有持分であり、これは2つともアカマツ林である。蔵専寺外1名は67筆の山林・溜池・原野・田・畑があり、下組の登記名義になっている。

入会林の経営管理は、乃美尾村下組憲章による。前段には、下組が昔より私有林がなく、共有林で管理していることが記されている。そこで、地区内に居住する戸主を組合員として山総代・評議員・山番の制度を設けている。部落財

産の処分の方法として、組合員の142名で登記してあるが相続人の関係により所有名義が分散するおそれがあるので下組生産森林組合を設立して、142名の持分各々を現物出資して所有権の拡散を防止している。

3. 入会林野の整備の方向

142名の組合を設立して現物出資するようにとあるが、他所へ転居したり、相続登記が困難で全員の出資が得られない状況である。運営については未出資者のものも出資者のものと同じ権利をもっていたり、組合員数が179名にも増加したりして、うまくいかない。それで入会集団として管理するにも支障を来たしているので、所有権を明確にして下組住民の利益を計りたい。

山林の管理状況についてであるが、共有者の資格としては一定の地区に居住する部落の戸主に限るとするが、持分は明確にされていない。権利の譲渡売買は全面禁止しており、その性質は部落を出ると一切の権利がなくなる。また登記名義人と入会権者とは一致していない。収益の用途は下刈り、保育の労賃として支払っている。分割は全員の合意による。相続は原則として、世帯主の後とりである。

整備の方向は、高森俊秋外24名の共有持分に対して組合で全統一した。150名の地上権の名義は抹消したいし、国近盛外150名と楠積外142名の共有持分を組合に統一して登記したい。下組とあるのを現況山林原野については組合に統一したいし、田・畑については以前から分割したもののは分割するし、できない場合は組合に統一し、その後に個人に譲渡したいと思っている。

4. 問題点

第1番目に対象の内容は地目別で、山林・田・畑・原野・溜池等あり、所有権関係のもの、

地上権のものとあり、これを整備計画書に1通りで処理できるかの問題がある。

第2番目に国土調査が完了しており、登記簿の面積が更正されているが測量は省略できるか、境界線の確認だけでよいか問題である。

第3番目に確認書等について相続人等が賛成しないときはどうなるか、全体がダメになるかどうかが問題である。

第4番目に組合が昭和28年2月26日に設立されているが、この組合へ整備統一できるかが問題である。

第5番目に収入の配分をどうするか、従事割

配当はしているが土地の貸付料も従事割配当できるかどうかが問題である。

第6番目に税金関係についての問題である。これは昭和58年3月31日に変更になって非常に喜んでいる。

第7番目に下組の性格について、その固有的部落のもうものの性格をどのように扱うかが問題である。

第8番目に山林の評価はどうしたらよいかで、固定資産税の評価額か、地価価格かどちらかという問題である。

表1. 入会林の沿革

所 属	Ma 1	Ma 2	Ma 3	Ma 4	Ma 5
所有名義	蔵専寺向山	藤ユウロ	分ヶ山	丸子	藤ユウロ 蔵専寺向山
下組	① T6.8.16	② S10.7.8	①	①	① T10.5.12 ①S4587 S5081
乃美尾村下組施業土工森林組合	② S10.7.8	③ S10.7.8			② S10.7.8
楠積外141名	③ S19.5.4	④ S19.5.4			③ S19.5.4
乃美尾下組生産森林組合	④ 118/142 S28.8.17	⑤ 118/142 S28.8.17	③ S28.3.13		
高森俊秋外24名	⑤ S49.1.25	⑥ S49.1.25			
国近盛外150名			地上権1 S10.5.16	② S10.5.16	
乃美尾村		① T6.8.13	② S5.6.20		
昭和25年5月開拓中止嘆願書提出	○	○			
明治38年~明治43年間に3回に分けて下戻		○	○		
明治31年に官有林に没収される(前平山)		○	○		
境 界 紛 争					
明治12年大審院判決		勝	勝		
大阪上等裁判所判決		負	負		
広島裁判所判決		勝	勝		
明治9年に訴訟		○	○		
宝歴年間~元明・寛政・天保・明治の間再三再四南方村と紛争		○	○		

表2 入会林野の整備方法

所属	登記名	整備の方向
M1	高森俊秋外24名	この中、乃美尾下組生産森林組合が $\frac{118}{142}$ の持分を有しているので24名分を整理し、一本化したい。
M2	乃美尾下組生産森林組合 国近盛外150名 地上権設定	国近盛外150名の地上権設定解除 ① 目的=薪炭材所有 ② 範囲=土地の全部 ③ 地域=地租公課の3倍以上となっているが、既に目的からして不用と思われる所以地上権を抹消したい。
M3	国近盛外150名	乃美尾下組生産森林組合に整備統一したい。
M4	楠積外141名	
M5	下組	現況山林、原野のものについては乃美尾下組生産森林組合に整理統一したい。現況田・畑については田の陰切り又は田付採草として使用を認めたものであり、これらについては個人分割としたい。又は生産森林組合に統一整備した後使用者に譲渡したい。

公有林野政策と入会権の変容

愛媛大学 矢野達雄

1. 問題の所在

私の報告の目的は、政府あるいは地方公共団体が様々な公有林野政策を行っているが、その政策が公有林野における入会権の形態変化に与えた影響をさぐりたいということにある。特に部落有林野統一により、町有地となった林野に関して市町村と部落の中間に介在する地元造林者集団等の機能と性格の検討を通じて、先に述べた目的を達成したいと思う。

2. 部落有林野統一政策の展開にみる愛媛県の特色

部落有林野統一が明治43年から昭和14年まで全国的に展開されたわけであるが、丹原町、川内町、五十崎町、広見町の4町も含め、愛媛県全体の部落有林野統一政策の展開を通じてみた特色を述べてみたいと思う。

第1点は全国に先駆けて愛媛県では、この政策が施行され、かつ明治43年全国的な展開の後にはかなり早い時期に多くの統一をみている点である。全国的にみると大正8年に有償条件付統一が認められるまでは、無償無条件統一が原則であり、その時期にはあまり統一が進ま

かったといわれているのであるが、愛媛県ではこのような全国的傾向とは異なってかなり統一が進んでいるわけである。

第2点は、このような早い統一を可能にした原因であるが、次の2点にあると考える。つまり、有償ないし条件付統一を早くから事実上認めていたのではないかという点である。2番目には保護組合による林野管理が、特に中規模ないし大規模の林野については、かなり有望であったのではないかということである。これら2つを含めて分取林契約を結ぶことによって、利益を地元に還元することもこのような統一を可能にした要因である。

第3点は、統一後どのように利用されてきたかということである。これには2つのタイプがある。1つは、名義は共有あるいは村有になったが、利用の点では部落による従来通りの利用、いわゆる入会稼ぎを残したもの、すなわち古典的共同利用形態の残留のタイプである。もう一つは、造林等を積極的に推進してきたタイプである。ここでは、古典的共同利用形態から団体直轄利用形態に移行したと考えられる。そして、この2つめのタイプにおいて、地元造林者集団が果した役割というのがこの報告の中心となる。

3. 「保護組合」の由来

愛媛県では県下各地で保護組合と呼ばれる造林者集団が設立されている。これが最も早くできたのが明治32年、五十崎村にて造られた造林事業山林保護組というものが最初であると考えられる。この保護組の設立により、造林が進められ、その実績を基礎に明治38年に五十崎では第一次統一がなされた。このような方式が有効であるということに着目した県は、事あるごとにこのような方式を推奨した。以後、県下各地に保護組合というものが普及することになった。そして、これを愛媛県のみならず各県から

視察に訪れているという記録がある。

4. 「保護組合」の機能と性格

保護組合の性格づけは、中尾先生の周桑郡丹原町桜樹村の保護組合についての論文によると、「地元部落造林者集団」というふうに規定されている。私もこの呼び名が実体に最も即していると思う。しかし、注意しておくことは、この造林者集団の範囲は必ずしも部落あるいは従来の入会者集団と厳密に一致しているわけではない。まず、保護組合の構成員は部落の全戸ではなく、労働力と資力を提供しうるものに限られている。さらに、保護組合の範囲は、一般に部落より小さい。1つの部落を5つとか8つに区切って複数の保護組合を設けているのが多い。特殊な場合には、逆にいくつかの部落が集って1つの保護組合を作っている場合もある。

機能については、その最も大きな役割は植林の遂行にある。そのための労働力を提供すること、さらに造林地の保護管理をやっており、それには火入れの制限、林道の整備、採草、伐採のような従来の入会利用が制限されつつもやっている。さらに忘れてならないのは、部分林分取契約の一方の相手方となったということである。他方の相手方は、新たに土地所有者となった町村であるが、一方の相手方に保護組合がなったのである。その分取の歩合は一般に高い。

この点からも入会権の形態変化であることがえる。そのようになった場合には、様々な管理機関が考えられる。いわゆる部落総会、林野管理常設委員等がおかかる場合もあり、あるいは村長、村議会があり、このようにいくつかの管理機関があるわけであるが、その中で最も実質的なイニシアチブをもっていたのは部落であった。このような点でも、保護組合というものが戦前では入会権の形態変化であるという点は

疑いない。

5. 戦後町村合併に伴う処置

これは、いくつかのタイプがみられる。まず、保護組合というものが、戦後も存続している例がある。五十崎町で、そこでは町の直轄経営的色彩がだいに強くなっているように思われる。出役労働は町内から募集するが依然として保護組合、すなわち部落から出していることが推測される。これに対して町は賃金を払う。出役労働がだいに賃労働化している。町の直轄山林的色彩が強くなっていると感じられる。それから川内町では、明治44年に統一され、保護組合が設立された。戦後もやはり従来の型のまま残っている。内実を見ると、愛媛大学農学部の坂瀬川先生によると、戦後昭和29年になると、村は分収林に対しては単なる所有の立場に後退し、保護組合による実質的管理の性格が強くなっている、要するに林有林の部落割山への推移化接近であったといえるのであると言ふ。したがって、内実はだいに変化している。丹原町の場合、そこでは桜樹村、中川村など明治44年に村有地に統一されているわけであるが、桜樹村の場合、中尾先生によると、戦後は財産区というものが作られ、これと保護組合の間で分収契約が結ばれている。そして名義上の所有権者である丹原町は何らの権利ももっていないという奇妙な型になっている。

次に保護組合というものが再編された例として広見町の例をあげる。そこでは、明治22年に旭村で大正元年に部落有地が統一になって、保護組合が作られている。それが近永町になり、昭和30年に合併、広見町になった。ここでは旧村单位の町有林管理組合というものが新に作られた。つまり、旧近永地区、好藤地区、愛治地区、泉地区、三島地区の旧村单位の5組の町有山林組合というのがつくられ、それが町と委

託林契約を結ぶ型になっている。ここでの管理組合の収益は公共用にのみ使用し、組合員には分配しない。出役労働の管理は旧近永町では部落単位に出している。愛治地区では異なって、旧村である愛治単位で出している。このように保護組合というものがなくなり、町有林の管理組合というものに再編された事例がみられるわけである。旭村から近永町、それから広見町の町有林管理組合というものについては、その規程を参照してもらいたい。

以上いくつか事例をみてきたが、戦後に新たな形態になったところ、あるいは従来の形態のまま存続しているところ、様々あるが、新町村、旧町村、さらに部落といったレベルでどのレベルに最も林野管理のイニシアティブが握られているかということを考えると、理論的には新町村にイニシアティブを奪われてしまったところと、実質的管理権を今だに部落が掌握しているという両極端が考えられる。現実には、両極端の間に様々なバラエティをもって存在している。このバラエティをもった入会権の存在を媒体としているのが、保護組合と地元入会集団であるといえる。極端な場合というのは名義が新町村に移行し、かつ管理して完全に町の直轄となっている。その場合、ここにはもはや入会権は存在しないと言わざるをえない。しかし、現実にはこれは存在しない。果して、どの程度の団体に到るまでは入会権が形態変化をしながら存続しているか、どの程度をこすともはや入会権ではないというようにいえるのかどうか、この点について教えて欲しい。

このような問題を考える限界的事例として五十崎町の事例を述べると明治32年に保護組合というものがつくられ、規約が制定されている。それによると、80年間の期限となっている。この時に入会権の構成員の権利を示すために保護

券状なるものを作り、交付している。権利の売買譲渡は券状の移動によってされる。券状については、昭和6年に書き換えが行なわれている。80年の期限が昭和54年に到来しその後の処置が問題となり、結局、30年間を限ってその保護組合の有効期限を延長するということで決着がついた。ただし、30年の期限が来たときは、再延長はしないという旨が明記されている。ここで1つの想定的問題として、30年の延長した期限が到来したときはどうするかという問題がある。これは基本的には町と住民の間で解決すべきものである。果して町がどのように入会

権は消滅して、入会権の付着しない完全な所有権を町が取得することになるのかという問題がある。これについての私見は、再延長はしないという契約を結んでいるから、保護組合の規約が失効することは間違いないと思うが、このことで入会権が消滅することはないのではないかということである。なぜなら、保護組合というものは入会権の形態変化と考えられる。そして、延長の時の契約によっても、入会権を消滅させる旨の条項はないのであり、30年の延長期限が到来しても入会権は残る。住民の権利は形態変化しながらも、入会権として尚、存続すると思う。

<参考資料>

入会林野等高度利用促進対策事業実施後の経営形態

		実 数			構成比	
		経営体数 構成員(人)	面積 (ha)	1経営体当たり面積 (ha)	構成員 (%)	面積 (%)
総 数		100,673	328,490	415,839	4.1	100.0
法人形態による協業経営	計	2,327	203,202	242,906	104.4	61.8
	生産森林組合	2,263	199,438	238,392	105.3	60.7
	農事組合法人	60	3,598	4,172	69.5	1.0
	その他の他	4	166	342	85.5	0.1
その他共有による経営		635	27,577	18,078	28.5	8.4
個別経営		97,711	97,711	154,855	1.6	29.8

資料：林野庁業務統計

注：1) 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。

2) 56年3月末現在の実績である。

出所：昭和56年度「林業白書」

<シンポジウム>

司会 西森正信（高知県林業課）
江淵武彦（西南学院大学法学部）

発言者（発言順）

倉橋門生幸（高知県林業課）	矢野 達雄（愛媛大学法文学部）
川原 祥治（福岡市森林公社）	石田 信広（鳥取県日野町）
柏田幸司郎（広島法務局登記課長）	浜田 康裕（佐賀県唐津市）
堺 正紘（九州大学農学部）	古殿 初（広島県亀山生産森林組合）
吉嶺 芳徳（長崎県林務課）	遠田 新一（大阪市立大学法学部）
岡森 昭則（九州大学農学部）	松田 四六（広島県湯来生産森林組合）
佐藤 英男（熊本県南小国町）	上岡 正和（広島県湯来町）
松原 功（山口県林業公社）	山口 正郎（高知県檮原町）
赤迫 唯夫（大分県臼杵市）	今崎 信一（北九州市殖産課）
中尾 英俊（西南学院大学法学部）	渡部 一彦（愛媛県林政課）
久保 逸美（広島県乃美尾下組生産森林組合）	

I 川原報告について

「委任の終了」による代表者名義の変更>
司会（西森） 討論の順序は報告者ごとに進めたい。川原さんへ高知県の倉橋さんから質問は、福岡市の入会林野整備について委任の終了についてと保安林に指定することにより整備の必要性が削減されるということについてもう少し説明願いたいということである。倉橋さんに質問の趣旨をうかがいたい。

（倉橋） 福岡市の入会林野整備については、類型化されており、わかりやすい。しかし委任の終了についてはよくわからなかった。また保安林について、それを指定することによって整備の必要性が低減すると受け取ったが、誤っていたら訂正願いたい。保安林の効果についても詳しく教えてほしい。

（川原） 委任の終了というは所有権移転登記の時の登記原因である。相続、売買と同じ登記原因の名称である。委任というは民法の中

の委任の節にあるが、登記名義人になってもらうということを委任を受けたという。登記所への登記相談の中に次のようなものがある。法人格なき社団の代表者甲が死亡し、新たに乙が代表者に選任された場合、甲名義になっている社団所有の不動産を乙名義に変更するときの登記手続について、(1)登記の形式は所有権移転の方法によるべきと考えるか、(2)上記の場合の登記権利者は乙で登記義務者は甲の相続人と考えるがどうか、(3)登記原因、日付はどのように記載すべきか、(4)登記原因証書が常に存在しないのでどうしたらいいか、という問題である。これに対する解答は、法人格のない社団の代表者が死亡し新たに代表者が選任された場合に旧代表者名義になっている社団所有の不動産を新代表者名義にするには、新代表者を登記権利者、旧代表者を登記義務者として所有権移転登記をする。その場合の登記原因是委任の終了で、その

日付は新代表者が就任した日である。こういう指導がなされているのでそのことを利用して代表者登記名義については委任の終了という形をとっている。その効果として、代表者名義になるのは代表者になってくれということを集団が委任をしているんだということを確認し、明確にしている。

次に保安林の件であるが、入会整備を進めていく場合に入会集団が土地を売却する可能性がある時は法人化しないように指導している。法人になって土地を処分すると税金が高くなるのでそれを防止している。入会整額をやり特に法人化した場合いえることは、保安林にすると、将来売れないし開発もできない。また固定資産税もかからないし費用の負担もない。名義がどのようにになっていようと問題は発生しない。以上のようなことで保安林化を進めている。また現状が保安林となっている土地については、生産森林組合に改てする必要もないと指導している。

司会（江淵） このことについて広島法務局の柏田登記課長に御意見をたまわりたい。

（柏田） 登記の実務上では、一般的の社会の中で町内会、同窓会などのような法人格なき社団の登記は認められておらず、個人名義になっている。委任の終了とは、登記が個人名義になっているからその者を承継する相続人が、委任の終了という権利関係を登記義務者にかわって登記をすることをいっているのではと思う。

<規約の整備による入会関係の再確認>

司会（西森） つづいて川原さんへ中尾先生から、記名共有名義の林野で規約を改正しても違反が多発するというがどういう違反か、それを防止するのが困難ということを具体的に説明してほしい、という質問がでている。

（川原） 今のところ現状維持を計る集団が規約を整備したが、この整備の方向は通常入会林野といわれているものについて、これだけは守っておかなければいけないという項を中心斬らしい規約を作成した。内容を一部だけ紹介すると、権利者とは世帯を中心とするものでなければならない。地区外に出れば権利は消滅することなどである。こういうことを約束し、分取造林契約を結ぶことにしたが、その確認し合った直後に名義変更を願い出る者が絶えず、規約が守られない。

（堺） 川原さんは整備の方向として現状維持という項目をあげているが、具体的に現状維持でいける入会集団とはどういう集団か。規約を整備した場合には、現在のような社会経済構造の中で一定の規約整備をやって意思の再確認をすれば、その集団が維持できるという含みがあるのだと思うが、そうすると一体どういった規約をつくったのか。そういう方式がやれる条件は何か。当面された事例についてお教え願いたい。

（川原） 規約整備の方向としてはより入会集団であることを確認する目的で行った。対象集団として、記名共有で現在のところ所有権者すべてが現存する者で登記されて、所有名義人以外の者はいないもの。現状維持でやっているということは、先々入会林野整備をやる可能性を残して、規約も入会的性格をもつものにしているということ。

（吉嶺） あくまでも今後入会整備する前提において現在の過程では規約整備されるということ。しかし規約違反をして他へ自分の持分を売却してしまったというケースがよくあり、かえって問題がむずかしくなるので、入会整備の方が簡単にいくのではないかと考える。

（川原） 現在のところ問題がないので、過渡

的なところこれでいいだろうということでこうしている。司会（西森）九州大学の岡森先生から高地価のもとで入会整備をすれば売却する可能性が強まると思うがそれでも整備する必要性はどこにあるのか、果して整備後、高度利用なのか、という質問がでている。もう一度川原さんにお願いしたい。（川原）売却してから法人化するというのはその通りで、売れるものであれば売ってもらって、整備後は決して売買などの行為はしないということを前提に進めている。売る可能性があったり、売る意思がある土地に対してはその手助けとなるようなことは公社としてもしないことにしている。

司会（西森）続いて南小国町の佐藤さんから、①共有者全員登記とあるが入会権利者は共有者のみであるのか。共有者のみであるとすればこのような土地は入会地であるのか。②この現地の利用現況を教えてほしい。以上の質問が出されている。（川原）共有者全員登記と書いているが、全員でない場合も含んでおり、1～2人は登記がなくても権利をもっているという人もいる。勿論登記があっても他出していて権利がないという人もいる。このレジュメの中の共有者全員登記とは、代表者登記と比較する意味であげた。正確には共有者全員にちかいものと理解してほしい。レジュメの現状維持のところは共有者のみで、共有者即所有権者である。これが入会地であるかは過去をたどれば当然入会地といえる。これをより入会地らしくするために規約整備をすすめている。

利用では16haほど持っている集団が14haを福岡市と造林契約をしている。残り2haについては分筆して現状維持のかたちで利用している。利用していない土地についてはつとめて福岡市と分収造林契約を結ぶように勧めている。（佐藤）敢えて尋ねたいと思うのは、入会整備の趣旨そのものが農林業上の利用発展という

売れるようにしてあげようというのが行政側のサービスであろうか。それとも売らせないよう保有林なんかにするのが行政側のサービスだろうか。（川原）売却してから法人化するというのはその通りで、売れるものであれば売ってもらって、整備後は決して売買などの行為はしないということを前提に進めている。売る可能性があったり、売る意思がある土地に対してはその手助けとなるようなことは公社としてもしないことにしている。

司会（西森）続いて南小国町の佐藤さんから、①共有者全員登記とあるが入会権利者は共有者のみであるのか。共有者のみであるとすればこのような土地は入会地であるのか。②この現地の利用現況を教えてほしい。以上の質問が出されている。（川原）共有者全員登記と書いているが、全員でない場合も含んでおり、1～2人は登記がなくても権利をもっているという人もいる。勿論登記があっても他出していて権利がないという人もいる。このレジュメの中の共有者全員登記とは、代表者登記と比較する意味であげた。正確には共有者全員にちかいものと理解してほしい。レジュメの現状維持のところは共有者のみで、共有者即所有権者である。これが入会地であるかは過去をたどれば当然入会地といえる。これをより入会地らしくするために規約整備をすすめている。

利用では16haほど持っている集団が14haを福岡市と造林契約をしている。残り2haについては分筆して現状維持のかたちで利用している。利用していない土地についてはつとめて福岡市と分収造林契約を結ぶように勧めている。（佐藤）敢えて尋ねたいと思うのは、入会整備の趣旨そのものが農林業上の利用発展という

ことにある以上、土地の売却をどのように理解したらよいのか、ということだ。私共の方は原野が広く畜産利用を行っている。そこで整備後同じ形の畜産で一部売却、あるいは委託をさせてほしいという意見が出て困っている。認可申請を出す場合の利用計画の中で森林法に定めるところのとりきめをし、公社に $\frac{2}{3}$ いらっしゃると本来の趣旨からはずれるような気がする。売却の問題で利用計画書を提出した以外のことには売却の手伝をしたことにならないだろうか。委任の終了を原因とした場合登録免許税と不動産取得税について教えてほしい。（川原）レジュメの2ページ目にあたるところに生産森林組合の状況を書いているが、近代化法ができたのは昭和41年であったと思うが、それでやった法人においては売買等は一件もなく、今後もないだろう。また昭和27、39、40年に生産森林組合ができるが、成立の過程は私自身わからない。この3つの法人において土地の売却というのが多い。これらは市街地が多く公共用地の対象とほとんどがなっており、一般的な売買と意味合いがちがう。現在のところ基本的には売却する可能性も意思もない。委任の終了については、登録免許税は1000分の25で、不動産取得税はもともと集団がもっていたということできかっていない。

司会（西森）山口県の松原さんから森林公社の資金について①農林漁業金融公庫資金を借りているか。②市費とすれば市は公庫資金を借りているのか。生産森林組合とは地上権の設定をしているか。公社の規定では分収造林契約のみでよいようになっているか。という質問が出ている。（川原）森林公社の資金の件では、福岡市の森林公社は独自に分収造林契約をやっているのではなく、福岡市がやった事業をさせてもらうかたちをとっているので全が市費である。地上権については、当然設定登記している。分収契約のみかということについては、市長が分収林契約をやるのでその用地を捜してくるというお膳立てと、その後の実務の依頼を受け行うということで、公社自体は契約の主体にはなっていない。（松原）私共の方は県と独立した機関になっている。県有地を造林する計画があったとき、県の行政財産であるということで、県と地上権設定契約ができなくてトラブルがおきた。その時公社の規定が問題になった。

II 赤迫報告について

司会（江淵）赤迫さんへ南小国町の佐藤さんから市と部落の分収契約の分収率を詳細に教えてほしい。市と部落の分収契約林は入会整備はしないのか。という質問が出ている。（赤迫）分収契約の分収率は市が行っているのは5対5、6対4、7対3などである。部落が独自で行っているのは9対1の割合である。最後の質問について白杵の現状を説明すると市が中心になって毎年10ha程度の造林計画でやっている。白杵市の入会林野を手がけるときの条件というのは近代化法では30ha以上の造林を目的としてやったのでこれがでてきた。野田地区は30ha以上の面積があったので入会整備したが、その他は面積が30haに満たなく整備計画に該当しなかった。（佐藤）私共の町は入会整備しているのが白杵の場合と同じでないので比較することはできないと思うが一応説明だけしておくと、入会地には官民有区分で民有になり、その後部落有林で統一したものが多く、所有権は南小国町にあ

る。それで分取契約を結んでいる分取林と契約をしていない原野等がある。入会整備しているのは両方である。造林組合をつくって高度利用がされているのになお入会整備しなければいけないかというとこれは議論は別である。私の方では入会整備する場合10%を純町有にすることを義務づけている。だから90%しか入会権利者の入会整備はできない。分取率をうかがったのは私の方は町が30%で地元が70%であり、入会整備する場合は15年生以下は10%町に出し、90%は地元にあげるという利点を設けているからである。すなわち10%の町への提供を条件として入会整備を認めているのである。白杵市もそういうことはしていないのか。

(赤迫) 実際は91haあって分取造林とか部落造林は51haある。残り40haの原野は放置されていた。従って全体を入会林野整備の対象地として始めた。91haは121名共有名義の権利となつたが、8.5haは市の所有として譲り受けた。

司会(江淵) 中尾先生から造林公社の分取造林が共有林に多いということだが地上権設定登記ができているのか。という質問が出ている。(赤迫) 白杵町は個人所有の山林より共有の山林が多い。入会林野を個人に分割するという意識が薄い。91haのうち51haは部落造林であり、残り40haに造林したが、登記名義は白杵市になっている関係で、8.5haだけは白杵市名義に残し、83haについては121名の入会として持分登記をしてやろうということで入会整備した。造林公社の分取造林だが記名共有の入会林野が22件の367haあり入会権者が576人いる。すでに造林公社が109ha程契約をしている。県の造林公社は地上権設定を条件に契約をしている。個人持の山林は登記をしないが町有林については相続とも登記が完全にで

きている。

(中尾) 共有林は入会地と理解していいのか。(赤迫) 記名共有の入会地は入会権者と登記名義人がほとんど一致しており、地上権の設定登記もできている。

III 久保報告について

〈近代化法前の生産森林組合の諸問題〉

司会(江淵) 久保さんへ、山口県の松原さんから地租改正で官有にされた理由と、下戻は下戻法によらなかったのか、という質問が出されている。

(久保) 明治32年の下戻法は該当しなかつたが、特別な事情はなかった。

司会(江淵) 中尾先生から乃美尾下組外24名共有名義の山林の登記の経過について簡単に説明願いたいとのことである。

(久保) 乃美尾下組142名共有名義に登記していたものを生産森林組合をつくって持分を出資させた。そして118名の出資の登記が済んだ。残りの24名については出資の登記ができない状態である。その24名については部落外に出たりして相続登記の困難なもの不可能なものなどで登記ができないままになっている。

(中尾) 資料7ページのところであるがこれは何年頃登記したのか。

(久保) 楠瀬外142名の登記したのが昭和19年でそれを乃美尾生産森林組合に登記したのが昭和28年8月である。

(中尾) 残りの24名が賛成しなかったか、事実上不可能でできなかつたのか。それでは残りの持分については24名というものは入会権者ではないということなのか。

(久保) 入会権者でないものもいるし、入会権者でも部落から出れば権利はなくなり、名義

だけあるものもいる。

(中尾) 24名の中に入会権者とそうでないものの、権利を失ったものもあるということか。司会(江淵) 只今の質問に関連したものが倉橋さんからも出されていた。南小国町の佐藤さんから乃美尾生産森林組合の定款はどうなっているのか。なぜこの生産森林組合には地上権の設定が必要であったのかという質問がでている。地上権については高知県の倉橋さんからも生産森林組合は所有権の上に地上権が設定されているが、これはいつ設定されたものか。又この後2を入会林野と考えておられるのか。という質問がでている。

(久保) 定款は森林組合の模範定款である。地上権は昭和10年5月16日に設定した。これは統一事業により統一された。そして薪炭林の権利保全のため142名で地上権を設定した。乃美尾生産森林組合に登記名義がなっているのに入会林野かということだが管理は入会権者全員で行っているので、入会林野と解して地上権を抹消させたい。

(佐藤) 村有林に統一したときに上組が使用するのを防ぐために地上権を設定したということだが、その後地上権は必要ではないのではないか。

(久保) そうである。乃美尾村へ統一され、それ以後に乃美尾村から下組に贈与された時地上権を抹消すればよかったです。

(佐藤) 地上権設定をした人がどういう人であったか聞きたかった。例えば生産森林組合になつていながら組合員外の人が設定したのであれば定款上不可能だと思ったので質問した。

司会(江淵) 九州大学の岡森先生から入会整備をされようとしているが、現在各地籍の各人の持分が異っているようだが、乃美尾下組生産森林組合に整理統一する場合、平等出資は可能

か。という質問がでている。

(岡森) 6種類の山の権利者は全員同じ人か。

(久保) 同じだ。

(岡森) 高森俊秋外24名の持分は他の人の持分と同じか。

(久保) 他の人と同じ $\frac{1}{142}$ の持分である。

(岡森) 残りの人は昭和28年に設立された生産森林組合の持分を持っているのか。

(久保) そうだ。

司会(江淵) 宮崎県の肥後さんから入会林野整備の場合、「入会権者」の確認が重要な作業であるが、整備方法として既存の乃美尾下組生産森林組合名義とするとの報告であるが、「入会権者」=「乃美尾下組生産森林組合員」であるのか。イコールでない時どのように対処するのか。

(久保) 全部同じである。

IV 矢野報告について

〈合併町村における入会林野〉

司会(江淵) 愛媛大学の矢野先生へ山口県の松原さんから山林地租改正は明治何年から何年位まで行われたか。その時旧藩により差異があったか。という質問が出ている。

(矢野) まだ研究していないのでわからない。

司会(江淵) 同じく松原さんから戦後の町村合併に際し旧町村の町村有林が、旧町村の保護組合のあるところ、ないところにより又は保護組合の差異により、その市町村有林の取扱いが変っているか。

(矢野) 県内のいくつかの町村に比較して取扱いに差があったのか、それともひとつの町または村に合併したところで取扱いに差が生じたのか質問の趣旨がよくわからないが。

(松原) 前者の方である。山口県では町村合

併の時に農村地帯で財産区ができなかった。それで財團法人をつくりいろいろなケースができた。あるいはそのままもちこんだ場合、特別な分収率がついて他との差が出てトラブルが生じた。

(矢野) 今日の報告は各町村における取扱いに従ったという趣旨のものだった。保護組合が残ったところと、保護組合がなくなつて山林組合等に改善されたところと、残ったところでも町の直轄経営なり期待が強まっているところと、個人的色彩がかなり濃厚に残っているところといろいろわかっている。

(松原) 同じ町村にもちこまれる時どうであったか。町村によって似たような保護組合があった場合はどうなのか。そういう事例があったら出してほしい。山口県では旧町村の町村有林の部落との関係がちがつたため、それをそのまま新町村にもちこんだ時トラブルがあった。

(矢野) 答えになるかどうかわからないが、北宇和郡の広見町の場合、旧村単位に財産管理組合というのができるが、その中で山林をもつてゐるところとあまりないところと様々である。それから、これらはもと旧村の所有地であったがそれを新町に移すかどうかで、旭村や近永町は町有に移したが愛治村の方は移さないということで結局分収率がその分高くなつたときいている。このようにひとつの町の中でも力の強さや紛争の有無などで違つてきている。

＜保護組合の成立とその期間＞

司会(江淵) 次に南小国町の佐藤さんから部落有林野統一事業の趣旨、保護規定ならびに契約は有効ではないのかという質問が出されている。

(佐藤) 行政サイドからうかがうのは恐縮であるが、部落有林野統一事業の時の趣旨はそれ

なりにあり、その時に相前後して五十崎町の共有林野保護組合規定はできたのではないだろうかと思う。あるいはこれを部落有に統一する条件等が、こういうもののおかれた状態でそろつたため統一が成立したのではないかと思う。先生が問題提起された入会権はどうなるのかということについて私がうかがいたいのは、80年間とするとなつてはいるようだが、先生は先ほど説明された30年間で期限が更新されて、その後は更新しないという契約がなされたということだが、この契約が有効に成立していて、その後再契約はありえないとすれば、その後どのようにここはなるかわからないのではないか。造林をする前にかえるという考え方で問題を提起されたのか、完全に町有になつてしまうという考え方でされたのかうかがいたい。

(矢野) 最初の部落有林野統一の趣旨ということだが、これは明治34年当時内務農商務両次官の通牒によって実施された。その時この趣旨といったものは、当時の日露戦争後の地方団体の財政の基盤を強化するという目的と、町村ができたけれども依然として従来の部落というもののが力をもつて部落割拠の傾向があつた。財産を統一することによって部落割拠の傾向を除去しようという農商務省と内務省の視点が一致してこの事業をすすめた。保護組合などができたとき、統一を目的としたことは報告した通りで、御指摘の通りである。統一の時にはこの保護組合によって分収契約というものがおこるというものが当然条件となっていく。五十崎町の場合にはどうなるかというと、80年という期限が昭和54年に到来した。あと30年だけ延長すると保護券状というものをつくっているわけだが、それを昭和54年につくりなおしている。それには次のように書いてある。

「五十崎町町有林野部分林契約の延長年限は

次の通りにし、再延長はしないものとする。」次の通りというのが、林班毎に書かれているが基本的に30年というわけである。従つてさらに30年がたち、昭和84年がきた場合には、その部分林契約というものは失効すると考えるべきであるが、その後町が完全な所有権を取得する。入会権などは付着しないと考えるべきかどうかについては、私の考えは入会林野というのは形態を変化させながら存続しているので、30年の延期期間がきても特に入会権がただちになくなつてはならないと考える。その後現実に30年の期限がきて、従来通りの入会活動がおこなわれるかというと、どういう実態なり形態かは基本的には住民の間で話し合つて決めてもらはないと仕方がないのではないかと思う。

(佐藤) 今、先生にお答えいただいた通りだと思うが、現在木は大きいのか。30年では伐採には達しないのではないか。

(矢野) 従来からの木も含まれている。ここにも但書があって、「但し延長限年前に伐採した場合は、その時点で町へ無条件で返還するものとす。」と規定してある。昭和54年現在で立っている木について、伐採したら権利はなくなり、無条件で町へ返還すると、昭和84年がきても依然として立っている木についても期限がきたら町に返還するのだというが、この約款の趣旨だと思う。

＜造林契約満了後の保護組合の入会権＞

(佐藤) その期限が到来し伐採した後、その土地が誰の所有になるのか、例えば完全な町有地になるのか、それともこれを設定する以前の権利者の入会地に復活するのか、先生のお考えをうかがいたかった。

(岡森) 佐藤さんと同じ五十崎町保護組合について質問を出していたので続けて述べたい。

30年延長の契約は入会権を放棄しますという契約なのか。分収契約を30年間に限りますという契約なのか。それによって意味合いが違つてくると思う。入会権を放棄しますという入会集団全体一致の意思表示であれば、入会権は共有でもいい。自らが放棄すればその時点入会権が消滅するのではないかという意味だと思う。それが入会権が存続するとなるとその契約の法的意味合いがなくなるのではないか。

(矢野) この契約をみるとかぎりこの趣旨は、分収林契約を失効させるというふうにしかよめない。入会権を消滅させるという趣旨であればその旨の条項が必要であると思われるが、それはない。もし住民が84年になった場合に入会権はないとしたとすれば、期限が到来したときに入会権を放棄する旨の契約を当事者の間に結ぶという私法的な手続きが必要ではないかと私は考える。

(岡森) その場合、30年延長すれば昭和84年、それまでに達しないで伐採したときには、土地を町に返すといわれたが、当然入会権が存続するということになると、返すという意味合い(伐採した場合町に返す)が理解しにくい。

(矢野) 伐採した時点で町に無条件で返還するという規定がある。延長年限は30年といったがこれは大部分で、40年という期限を定めているところもあり、町によってまちまちである。そうすると統一的処理が非常にしにくい。

理論的には、年限がきても入会権は残っている。無条件で返還するということが、住民が入会でなくてもいいと判断したということになれば契約を新に町と結ぶ必要がある。そういう契約を結ばない場合には期限がきた後、住民のうちの何人かが権利が残っていると訴訟に訴えれば、又紛争がおきるのではないかと思う。従つて何らかの私法的な手続きは必要ではないだろうか。

(中尾) それに関連して質問したい。何年で何の約款があるのかはっきりしてほしい。そこに岡森先生の質問の趣旨があるのでないか。

(矢野) 約款には「部分林契約の延長年限は次の通りとし、再延長はしないものとする。但し延長年限前に伐採した場合はその時点で町へ無条件で返還するものとする。」とあり、各林班毎に場所を指定して延長年限を決める。大部分は30年が多く、40年というところもある。約款の制定は昭和54年3月12日である。

(中尾) 町と地元が締結したということか。

(矢野) 約款といつても部分林保護券状というものを権利者に配布したものの中の裏面に書かれた約款の中にあった。

(中尾) 昭和54年にそういう条文が権利者に配られたということは町がその段階で入会権を放棄させるという意思があったかもしれない。しかし、今の世に私権を無条件で手放すというのはおかしいと思う。私はそれは更地にして戻すことではないかと思う。つまり、植林しないということだと思う。入会権がなくなるかどうかは、その時判断することであって30年前からそういう約款があるからどうこういうことではないと思う。

〈公有地入会のメルクマール〉

司会(江淵) これに関連して中尾先生から、公有地上入会権の存否にかんするメルクマールについて御意見をうかがいたいと出ている。

(矢野) 入会権が存在するか否かは基本的には入会集団の管理運営がなされているかというのが要件であろうと思う。平たい言葉でいえば、部落、入会集団の継承に従って入会利用、造林、植林等がなされているという場合には、入会権は存在するというわけで、例えば小林三衛先生は具体的なメルクマールを主として、権利資格

の得喪、利用の形態、資格者の義務、林野の管理、管理機関があげられる。私が今日報告した町有地に関して、これらの旧来の入会集団がもっていた機能を現在の入会集団がもっているという場合は少ないということであって、このうちのいくつか、あるいはほとんどは常に保護組合なり、あるいは旧町村なりが新町村にうつっていくという場合がある。そういうと入会権存否のメルクマールはどういうところになるのかが、私が現在悩んでいるところである。

現在の私見を述べると、先程メルクマールとしてあげた最も重要なものは、①権利者の範囲をどのように定めているか。②出役労働をどのように確保しているかということがあげられると思う。現在の権利者の範囲ということからいふと、一定地域の住民がすべて権利者となるという、市町村の全員あるいは旧来の地区の全戸が権利をもっている。そういう場合には、単なる住民としての権利に転化してしまっているので、もはや入会権とはいいくらいではないかと思う。しかしながら、何らかの方法によって、この権利を旧来の入会集団の範囲にとどませ、あるいは拡散しないように努力のあとがみられる場合には、入会権という性格を認めてもいいのではないかと考える。もっと具体的に例をたてると、五十崎町の保護券状に次のような規定がある。それは権利の売買、譲渡に関するものであるが、「本券状の売買、譲渡による所有権移転をする場合は、すぐに届出、他の甲区欄に記名、捺印の上、町長の承認を受けなければならない。但し、新所有権の移転は、本町に在住する親族又は本町に在住する権利者に限る。」ということで、権利者が拡散しないように努力している。新しく町に入ってきた人には、権利が渡らないように努力している。ここにも入会権的な性格がみられるのではないかと思う。レ

ジュメの2枚目の下の欄の五十崎地区共有林管理組合規約第8条に次のように書いてある。

「左に掲げる者はこの組合の組合員とする。1.昭和30年3月30日町村合併に於て近永地区在住者中住民税を納める世帯主。この組合員死亡した場合はその世帯の相続人は直ちに組合に届出なければならぬ。」これは町村合併時の世帯主をいうものを組合員とするという規定である。次に第2号には、「2.その後本地區に住居して住民税を納むる者は組合員とす」。このように昭和35年には改正になっている。この規定でいくと、新住民となった者も組合員とみなすと、組合員資格要件が拡散することになって、入会権としての性格が希薄化してゆく。しかしながら五十崎地区共有林管理組合が、入会権的性格を残していると思うのは、第4章の役職員のところで、第18条に各区長(旧来の部落の区長ということだが)が役職員になる。第19条には「特別理事の14名(区長)は各部落総会に於て選挙する。特別理事の1名(森林組合長)は森林組合総会に於て選挙したもの、その他の理事は部落総会に於て各部落より1名宛選挙する。」とあるから、役職員は部落代表的な性格というもののが濃厚に残っている。第5章の総会をみると、総会は全員参加ではなくて役員をもって構成するとあるから、結局組合員という資格が第8条の第2号で希薄化されているが、実質的に運営的には、部落の権利として行われるという点がそこで残されているので、入会的性格を残している。

次に出役労働をどのように確保していくかという問題があるが、それは全くの賃労働的性格に変化してしまっている場合には、入会権とはいいくくなる。しかしながら実際の例をみると、入会集団の義務としても性格が出役労働に依拠している場合が多い。例えば、出た場合払

われる報償金が非常に低い場合が多いし、出ない場合にも不参加金をとられるという入会における出役労働的な性格が多分に残っている。その出役労働も部落単位で確保する。そういうことが入会権的性格をもっているといえる。以上のように権利者の範囲と出役労働の確保をメルクマールとして考えればいいと思う。

〈保護組合と入会集団〉
司会(江淵) 九州大学の堺先生から、保護組合の構成員は、入会集団とは一致しないというが、組合からはずれたものの権利はどうなるのか、入会権の再編が行われたか。なお長崎県の吉嶽さんからも同様の質問がでている。

(矢野) 入会集団と保護組合が一致するかであるが、一致する場合としない場合がある。五十崎町の場合には一致しない。五十崎では統一した時入会地と造林地に分けており、入会地について当然すべての者に権利は残っている。造林地については、保護組合員となった者は部落のうちの一部であるので、構成員とならなかった者はこの時点で権利が消滅したとみていい。旧旭村の場合には、保護組合の構成員と入会集団は一致すると考える。ここでも入会地と造林地と分けているが、入会地については旧来の入会団体構成員がすべて参加することができるのであろうし、造林地についても保護組合の構成員と入会団体とは一致していると考える。

(堺) 入会地で、集団で造林する場合、造林者集団と入会集団が一致しない場合がかなりある。例えば明治時代に植えた植林者の数は25名で、大正時代は30名、最近は50名だったという例がいくらもある。造林については限定的な権利関係が存在するが、地盤については緩やかだ。入会地の土地についての認識は造林の認識とちがうと思う。また保護組合の場合には、

五十崎町保護組合共有林規程の第4条に「各担任保護組ハ植樹並火防保護等ノ為ニ焼掃除乃ヒ開墾ヲ為スノ必要アル場合ハ法規ニ違背セザル様其ノ手続ヲ村長ニ請求スルモノトス」とある。ここでの保護組合というのは植林組合よりも広い概念でつかわれている。にもかかわらず造林者集団という狭い意味に限定した理由は何か。(矢野) 地盤の所有権は町に移っている。造林者集団の構成員の資格は保護券状の配布によって限定されてしまっている。はずれた者は入会地の方にはいる権利は確保されているが、造林に参与する権利はないと考えられる。これがどのような条件のもとで可能であったかというのは今すぐはお答えできない。五十崎というのは保護組のはじまりで、レジュメの2枚目の旭村有林野条例と旭村有林野營林規程というのは、これとほぼ同じ規定が周桑郡の桜樹村、温泉郡の川内村、その他いくつかの町村でもみられるから県がモデル的な条例規程というのをつくって各町村にこれに従うように指導を行っていたと考えられる。これを可能にしたことか何であったかということは、今の時点ではわからない。(堺) 保護組合の植林地の規程に伐期1代限りという規定はないのか。(矢野) ない。伐期1代限りというのは昭和54年に到ってはじめてつくられた。(堺) 植林地というのは、保護組合に永久的に固定した権利として持続するという前提でつくられたのか。(矢野) 80年の間に持続するという趣旨であった。(堺) 入会地とはどういう管理をしていたのか。(矢野) 旭村林野条例第4条に「入会地区ニ於テ其使用権ヲ有スル者ノ権利乃義務ハ旧来ノ慣行ニ依ル」とある。五十崎町の場合も同じだ

と思う。(堺) この入会地に植林する例があるか。(矢野) 入会地に植林する場合は聞いていない。(松原) 80年というのは他の保護組合も同じか。(矢野) ほかの保護組合はもっと短い。例えば旭村の場合だと営林地区的造林の年限は8ヶ年計画事業である。造林の年限であるので短い。(松原) 80年というのは別に基準があったのか。(矢野) 80年というのは2伐期ぐらいを想定したのではないかと思う。(松原) 山口県の県行造林が90年伐期である。明治40年頃か大正のはじめにつくられている。私が調べたところでは、90年は1伐期をさしている。80年というのも1伐期ではないかと思う。

V その他の問題
＜所有名義の流出と入会権＞

司会(江淵) つぎに直接報告に関係ない一般的討論に入るが、まず、鳥取県日野町の石田さんから、入会地が一時期町外の者に持分が渡り、その後その持分を入会地の存する町在住者が取得した。この場合その土地は入会地として認められ、その者は新しく入会権者としての資格を得ることは可能であるか、という質問がでているが、持分を取得した町在住者が、当該入会集団の部落内居住者であろうか、それともそれ以外の町在住者か。又当該入会集団の慣習、特に持分移転についての慣習がどうなっているかという点について明らかにしてほしい。

(石田) 実際実務にあたり、はじめ当所は10

数名の共有地であった。その後所有者が転々とし、一時期町外の人に所有権が移り、50年に部落外だが合併前の旧村内の者に移っている。規約をみてみると、所有権の売買については総会の議決の承認が必要でその他のことはいっさい取り決めがなく、町として判断に困った。

司会(江淵) このような例が特に記名共有の場合はその持分が集団外に流れるということがおこりうる。そういう場合はどういう措置をしたか意見があつたらあげてほしい。

(中尾) 余戸の部落の人の持分がよそに流れ、それを例えれば生山の人が買受けたのか。

ここで大事なことは所有権が流れたのか所有名義が流れたのかということである。もともと入会地であれば、所有権が流れるはずがない。なぜならば共有の性質を有する入会権の所有者は入会権者しかありえない。他へ所有権が流れるはずがないので、流れたのは所有名義である。

日本人は登記への信仰が強いので、所有権が流れると思い込みがちである。ここで参考になるのは、広島県三原市釜山谷の入会紛争昭和40年5月20日

日に最高裁判所でたの判決である。これは登記名義人の45名で $\frac{1}{45}$ をもった名義人が部落外に出、その人が亡くなつて相続人から三原市内に居住する人が $\frac{1}{45}$ の持分を買受け入会集団のメンバーではないにもかかわらず、 $\frac{1}{45}$ の持分を主張した。

ところが裁判所はこの部落から出ていった人はいっさいの権利がなくなるという慣習があると、登記名義があつても単に名義だけであつて権利はない。

権利のない人から権利は取得できないといつて、登記名義が流れることは、入会権によると本来無効である。無効と考えるならばそれは登記がかわっただけで入会権まで流れたんだと考へるとその入会権はその一角がくずれたことになるであろう。

(石田) もう一つ、最後にいっただ名義が町外

に流れた場合、買受け登記名義人となつた人は入会権者となるか。

(中尾) 例えば甲部落の名義人が甲部落外に出た場合、その人は入会権者なのか。

(石田) 入会権者ではない。

(中尾) ないとすれば、その人は名義人であつても入会権者ではないのであるから、権利のない者から権利を買受けても何も権利はない。部落の人が、その人を入会権者として認めようというのであれば話は別である。

(石田) 今現在、登記簿に載っていたらどうか。

(中尾) 入会権は各地方の慣習に従うもので、登記に従うものではない。

＜一時転出者の帰村後の権利の取扱い＞

司会(江淵) 唐津市の浜田さんから、権利の性質上、部落を去ると一切の権利がなくなるのが一般的であるが、たとえば一時(一年か二年)村を離れた必ず村へ帰るという約束などがある場合権利は消滅するのだろうか。また新規加入を認めないという慣習がある場合はどうなるのか。という質問がでている。この点について具体的にこのような例があつたら聞かせて欲しい。

(浜田) 村の慣習により、村から出れば権利がなくなるのに、1~2年で戻ってくると約束をした場合、その人に権利がなくなるとはいいくらい。

司会(江淵) 入会集団の方が転出すれば権利がないと主張しているのか。

(浜田) そうだ。新たに入ってくる場合でも、昭和50年以降は権利を認めないとになっているが整備の場合、定款を作る段階で加入も認めないし、脱退したら新たに入つてこられないと考えられる。

司会（江淵）それは生産森林組合を作られた場合の定款のことについてか。

（浜田）そうだ。

司会（江淵）今までの慣習で、一時的にせよ転出すれば権利がなくなるということを入会集団が主張しているということか。これに対して一時的に転出した人が権利があるんだと言っているわけか。その場合、帰ってきたら復権するという考え方はないのか。

（浜田）前例はない。

司会（江淵）他にも類似の例はないか。

（古殿）昭和47年に入会整備をしたが、その時点での在住者だけを生産森林組合員にして、その後の帰村者を認めるという条件はつけていない。それは労働力の提供がないからである。そういう問題は私のところでは起きていない。

司会（江淵）それは義務が履行できないからか。もともと地元の者であっても、いったん部落外に出たら帰ってくる時は新規加入の取り扱いをするのか。

（古殿）そうである。

（遠田）入会権者全員が認めてやろうということがあった場合は、何らかの採択がいるのではないか。例えば植林に労働力を提供したとかいう債権の場合、そういうものの保障は認めてやっていいのではないか。それから、他出した地域だが、そう遠いところでない場合には、色々と問題があるが、部落の慣習、規約で戻った場合は認めるというふうなことを決めてことで解決するのではないか。

司会（江淵）広島県はどういう取り扱いがされている場合が多いか。

（松田）入会権のあるなしではなく、記名共有なので問題はない。

（上岡）一時転出した人の扱いは、依頼をして出る。出役には全員出る。

（山口）今件で中尾先生にお聞きしたい。甲地区のAが乙地区のBに所有権を移し、それを甲地区のCが買戻した場合、入会権そのものは移っていないので売買は無効であるが、色々な事情を考慮して入会権を認めてやろうとした場合、入会権者の意見が分れた場合はどうすればいいのか。

（中尾）あくまでも、その部落の慣習に従るべきである。

（山口）入会権は慣習に従うのはわかるが、今認めているが、もとの権利では認めないと、うように意見が別れた場合はどうすればいいのか。

（中尾）認めるか、認めないかは部落の慣習によるので、今まで絶対に認めないと、ういう慣習があればそれに従わなければならないし、分家したとか、新たに一戸を構えたときは認めるとか、登記上の共有持分を取得したら認めるといふ慣習があるならすべて、それに従うべきだということになると思う。

（山口）一時部落を離れて、2年したら部落に戻ってくるという場合、これがはじめてのケースであった場合、認める者と認めない者と意見が別れた場合はどうするのか。この場合裁判所の意見をとるのか、慣習をとるのか。この一時転出した者について入会権を休止とみるのか、喪失とみるのか。

（中尾）それは入会権の喪失とみた方が筋が通る。休止だとしたらその者を無視して、入会林野整備ができなくなる。私は出ていて、入会権はなくなり、帰ってきて復活し、その間は入会権は潜在的にあるとみるとできても、本来的にはないと考えた方がよいと思う。それから、帰って来たら権利が復活するといふ慣習がない場合、なんとも言えない。部落の紛争について裁判所が優先するのか、部落の慣習が優

先するのかについては、民法は入会権について裁判所は部落の慣習について裁判せよと言っているので、部落の慣習を無視した判決というのはありえないが、たまにはある。

（遠田）法人の場合の財産の処分であるなら、

構成員の過半数とかで処理できるが、入会団体の場合は全員一致が原則であるので部落の者が説得して全員一致にもっていったらよい。そうする努力が必要である。

（遠田）入会権の問題からいって、確認とい

うこととはいろいろむずかしくなっている。釜山谷事件などをみても大正10年頃迄の入会権の確認という証言を求めようとしても慣習などがない場合には困難である。所有権についても同様である。これには善意の場合、悪意の場合がある。入会権の確認の方を求めた方がいいのではないか。

（中尾）今崎さんに尋ねたいが、誰を相手に裁判をおこすのか。

（今崎）部落の自分たちを相手におこす。

（中尾）入会権であれ共有権であれ相手方がいる。相手方なしで民事裁判はできないのである。相手方が誰なのか。それは現地の入会権者、共有権者どちらが登記名義人ではないかと思う。そして登記名義人がわからないから一般に苦労しているのではないか。理屈の上では登記名義人を相手にして裁判をおこせるが、実際は被告となるべき人たちがどこにいるかわからないので困っているのではないか。例えば人民共有の場合はどうかわからないが、大字共有の場合などは市町村長にたてて、市町村長を相手にして共有権の確認訴訟をすることはできる。

（今崎）今迄その方法もとってきた。しかし大規模な入会林野が周りにない場合がある。そしてそういう整備計画と一致しない場合などはどうしたらいいのか。

司会（江淵）裁判による確認という意味をも

う少し説明願いたい。

（今崎）入会権を含めて、所有権の確認とい

うことである。私共の例では人民共有持主総代

というため池、原野がある。それは部落の入会

地であるということで指導してきた。入会権を

含めて所有権の確認訴訟を提起し、自分たちが

自分たちを訴えるかたちで、部落の入会権者が

所有権を取得している。市内でも3つの実例が

ある。しかしその経移や成り行きを確認してい

ない状態である。

（遠田）入会権の問題からいって、確認とい

うこととはいろいろむずかしくなっている。

釜山谷事件などをみても大正10年頃迄の入会

権の確認という証言を求めようとしても慣習な

どがない場合には困難である。所有権について

も同様である。これには善意の場合、悪意の場

合がある。入会権の確認の方を求めた方がいい

のではないか。

（中尾）今崎さんに尋ねたいが、誰を相手に

裁判をおこすのか。

（今崎）部落の自分たちを相手におこす。

（中尾）入会権であれ共有権であれ相手方が

いる。相手方なしで民事裁判はできないのである。

相手方が誰なのか。それは現地の入会権者、共有権者どちらが登記名義人ではないかと思

う。そして登記名義人がわからないから一般に苦労しているのではないか。理屈の上では登

記名義人を相手にして裁判をおこせるが、実際

は被告となるべき人たちがどこにいるかわから

ないので困っているのではないか。例えば人民

共有の場合はどうかわからないが、大字共有の

場合などは市町村長にたてて、市町村長を相手

にして共有権の確認訴訟をすることはできる。

記名共有の場合、確認訴訟をおこすことは無理

だと思う。

（柏田）今の場合には相手がないと裁判所は受

付けない。登記名義人を相手に確認訴訟をしてその人が何の答弁書も訴状も準備しないならば裁判所はみとめざるをえない。そういうことによって、その判決に基づいて登記手続をやるというのも一つの考え方であるが、それがいいかどうかはわからない。

(今崎) 登記名義人イコール自分たちだという考え方で訴訟のスタイルが成り立っているようである。そういう方法をとる以外に小面積で開発にかかったような場合にはどうしたらいいかというのを教えてほしかったのである。

司会(西森) 私が申し上げたのは公共事業の場合で、住宅や開発のことではない。その点御承知願いたい。

愛媛県の渡部さんから入会規約において、脱退時の払戻しをいっさいしないと定めている入会山の場合、整備後生産森林組合を設立すると、払戻しができることになり問題が起こるが、なにか良い整備方法はないか。という質問が出ている。

なぜ払戻しをしたら問題がおきるのか私は解釈に苦しんでいる。生産森林組合の設立を誤解しているのではないかと思う。生産森林組合といふのは個人の集りで、やめるものには払戻しをするのが当然で、払戻しが具合が悪いなら入会のままおいておけばいいのではないか。

(渡部) 現状のままにしておいた方がいいということなのでそうしておきたい。ただ地元の方がどうしても生産森林組合をつくりたいというのだ。

司会(西森) 生産森林組合の定款について大分県の九重町の酒井さんから、地区より転出すれば組合員の資格を失う条項があるなかで、1人の組合員が手続きをしないで地区外に転出したので、除名の通知をおこなったが、その人は異議を申し出たが、除名してよいか、という質

問が出ている。

私の意見としては、除名することなしに出资額を話し合いで払戻しをした方が円満に解決するのではないかと思う。それができない場合は、組合員の1人が持分の譲渡を受けて解決した方がいいのではないか。

同じく酒井さんから、記名共有地で、昔は採草放牧で共同利用をしてきたが、総会において分割利用することを決議し、各個人が畑作、植林等を行い管理利用しているが、数人が持分を部落外の人に譲渡しているが、入会林野整備ができるか、という質問が出ている。先程、同じような問題が出ていたので、よろしいだろうか。

広島県の桐原生産森林組合の上中さんから、昨年より地区内有志より少年野球広場の借用願出があり、組合役員会にて協議した結果、賛成多数で可決した。ところが、今の森林組合法では山林以外の転用は出来ないことになっている。このことの法改正を是非お願いしたい、と質問が出ている。

生産森林組合の制度ができたのは35、6年ころであった。時代がうつりかわり制度も変わっている。分収造林に出してはいけないとあっても出しているところもあるのではないかと推察する。生産森林組合の事業は明記を欠いており、林野庁から出されたところの通達集にもはっきりしており、法改正は困認ではなかろうか。今後の課題としておきたい。

<大会記事>

西日本入会林野研究会第8回大会は昭和57年10月5~6日に広島県湯来町において200人近くの参加を得て開催された。

参加者は例年どおり西日本各地から県市町村職員、森林組合および生産森林組合の役員、入会集団の代表者ならびに大学等の研究者と広い範囲にわたり、広島県、湯来町などの行きとどいたご配慮もあって極めて充実した研究会となつた。

林野庁の山本森林組合課長には忙しい中わざわざ出席をいただき、「当面する林政の課題」について特別講演をお願いした。

<総会報告>

◎ 報告事項

1. 活動日誌
(昭和56年)
10.27~29 第7回大会(熊本県南小国町)
11. 20 在福運営委員会
12. 3 運営委員会及び幹事会(第8回大会について)於東京
(昭和57年)
5. 第8回大会について打合(代表委員於広島)
6. 7 中日本入会林野研究会会報(第3号)受入、運営委員へ送付
" 東日本入会林野研究会会報受入、運営委員へ送付
6. 10 各県幹事(入会林野担当者)に会員の確認と会費の徴収を依頼
6. 30 林野庁森林組合課長に第8回大会について各県への通知を依頼

7月中旬 報告(問題提起)者内定

8. 21 第8回大会案内状を発信(各県幹事及び一部個人)諸会議開催案内の発信

8. 26 会報第7号発送(450部印刷、会員320人)
" 会報第7号を中心及び東日本入会研究会へ寄贈(各15部)

2. 会員について

(1) 会員の拡大
各県幹事のご努力によって、会員数は320余人に達した。しかし、① 県によってばらつきが大きい(5~75人、香川、徳島は0)

② 印刷費をまかなえる程度で、事務局費は全く余地がないこと、など問題もあり、さらに拡大することが必要である。

3. 会報の編集、発行

(1) 第7号を、8月下旬に発行(450部、会員配布320、寄贈80部—各県2部含む)

(2) 第7回南小国大会の問題提起要旨とシンポジウムの詳録、他に代表委員の巻頭言。

4. 第8回大会(広島県湯来町)について

(1) 時期
当会と中日本、東日本の3研究会で大よその調整をし、細部は開催地の湯来町及び広島県に一任した。

(2) テーマ及び報告者
「入会林野の形成と入会集団の性格」川原(福岡市)、赤迫(臼杵市)、久保(乃美尾生森)、矢野(愛媛大)の4氏にお願いした。

(3) 特別講演は例年どおり林野庁森林組合課長に依頼し、快諾を得た。

(4) 大会案内は各県幹事を通じて配布、他に個人あても若干

西日本入会林野研究会第7期決算報告書

項 目		前 期 ('80.10~'81.10)	今 期 ('81.11~'82.9)	
		金 額	摘要	
収 入	1. 前期繰り越し	3 6,940	8,834	
	2. 会 費	1 32,000	1 24,500	249人×500円
	3. 会報売上 げ	—	24,000	48部×500円
	4. 県負担金	1 2,000	—	
	5. 大会参加費	4 04,000	3 22,000	161人×2,000円
	6. そ の 他	4,704	9,137	
	1) 預金利息	4,704	5,137	
支 出	2) そ の 他	—	4,000	
	7. 収入合計	589,644	488,471	
支 出	1. 会報印刷費	220,000	150,000	会報第7号450部
	2. 大会運営費	243,760	98,500	第7回南小国大会
	1) 会場係及受付等人事費	103,760	53,500	
	2) シンポジウム原稿作成費	40,000	45,000	
	3) 雑 費	100,000	—	
	3. 連絡旅費	30,000	26,300	
	4. 運営委員会費	24,030	14,240	
	5. 事務局費	63,020	101,215	
	1) 通 信 費	12,810	21,920	
	2) 大会案内作成費	4,000	4,000	
	3) 事務用品費	1,210	5,295	
	4) 事務局費	45,000	70,000	西南大及び九大研究室
6. 支出合計		580,810	390,255	
差引残高		8,834	98,216	次期繰越
1. 現 金		10	2,870	
2. 預 金		8,824	95,346	

昭和57年9月27日

西日本入会林野研究会

代表委員 中尾英俊

- (5) 会場設営
湯来町及び広島県林政課並び同出先に全面的に依存、深く感謝したい。
5. 決算報告について(別紙のとおり)
(1) 収入(488,471円)
会費(249人、124,500円)と大会参加費(161人、32万余)が中心。
会報売上(48部)は第7回大会(南小国)会場でのもの
(2) 支出(390,255円)
① 会報印刷費15万円(会費収入をあてる)
② 大会運営費は学生の福岡一小国間の運賃及び宿泊実費並びにシンポジウム原稿作成の筆稿料。
③ 事務局費は西南大学研究所、九大林政学教室へ電話、コピー使用料及び事務官等への謝礼
(3) 差引残高(98,216円)一 次期繰越し
- ◎ 審議事項
1. 次期開催地
長崎県(ただし、具体的な場所、時期、会場は地元と協議して決定)
2. 運営委員の選出
(1) 市町村関係
① 加藤 健(日野町)、(留)
② 酒井 利幸(九重町)、(留)
③ 山口 正郎(原町)、(留)
④ 次期開催市町村から1名
(2) 県関係
① 西森 正信(高知県)、(留)
② 松原 功(山口県公社)、(留)
③ 川上 和之(広島県)、(新)
④ 中村 厚資(福岡県)、(留)
⑤ 高尾 徳次(長崎県)、(留)

1983年8月30日印刷
1983年8月31日発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 福岡市早良区西新6-2-92(814)
西南学院大学法学部内
TEL(092)-841-1311
印刷 松隈印刷株式会社
TEL(092)-721-0769

